

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684

陳情

10

100-□□



東京都千代田区霞ヶ関三
外務大臣
宮沢喜一殿

昭和57年4月9日

新しい豊かな県づくり

請求権協議会

会長 波岡良知 理事 尾花朝苗

電話：

沖縄県



アメリカ局長

参事官

北米第一課長

Handwritten signature and initials

Handwritten signature and initials

外務大臣
宮沢喜一殿

決議文

Vertical stamp: 首務官 総務 沖縄 航空 科学 航法 米カ 遠東 庶務

県民は、沖縄の祖国復帰に際し、米軍の沖縄占領時からの専断的土地接收、米軍人軍属の不法行為、及び基地の存在故にもたらされた人的及び物的損害の補償措置については、沖縄返還協定の中で、その解決措置を講ずるよう強く要求してきた。

ところが調印された日米協定は県民の期待とは、うらはらに對米請求権を放棄したため県民の人権及び財産権の補償問題は宙にうらく結果を招来した。

いうまでもなく、放棄請求権の内容が本土法制下にあつては補償措置がなされた事案であり、米軍統治の異質の法制度におかれた当県民のみが、その恩恵に浴していないことは憲法の理念に違背し国民平等の原則にもとることであり、これが未解決のままになっていることは極めて不満であり遺憾である。

よつて、ここに国の放棄請求権問題に対する早急な補償措置を強く要求する。

上記のとおり決議する。

昭和51年3月29日

沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会

会長 沖縄県知事 屋良朝

沖繩返還協定
放棄請求権
等補償推進
協議会
之
印



703 県

米得集

北米才一課長

米北ノハ

要 望 書

昭和48年12月

◎

◎

4. つがれ地補償 及び 5. 解散

軍用地筆界確定 及び 補償の

問題は、迅速な経済的処置を

◎

◎

必要とする旨を、各府県

知事に国内処理の問題とする。

(手紙
3頁目)

沖縄県市長会

昭和48年12月

外務大臣大平正芳殿

沖縄県市長会

会長 平 良 良



沖縄県市町村の当面する諸問題について、別紙のとおり要望いたしますので、その実現方について格別なるご高配を賜わりますようお願い致します。

目次

各 頁

1. 国の補助事業に伴う地元町村負担に対する財政措置の大幅強化と制度の改善に関する要望

1 国の補助事業に伴う^市地元町村負担に対する財政措置の大幅強化と制度の改善に関する要望

沖縄の市町村は、復帰により、諸制度の一体化を目ざし、鋭意努力中であるが、行財政需要上の財源不足は、財政力の乏しい町村の実態において対応できないばかりか、公共事業の拡大等に伴

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

う国県補助事業の負担は累増するばかりであります。

これに加えて、物価騰貴に伴って、実施単価と補助単価が実態に追いつかず、逆に超過負担がふえて工事の落札もできない現状であります。

よって、国は現状打開のため、実情にそつた補助単価の引き上

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

げ及び公共用地取得に対する補助等、抜本的改善策を講じるよう強く要望いたします。

資料 1

昭和 47 年度補助事業の

市町村名	実施分	事業費		
		基本額	つき足し 単独分	超過負担
沖 繩 郡	5,422,973	4,073,652	510,551	838,770
市 部	3,630,496	2,818,780	243,439	568,277
郡 部	1,686,994	1,199,087	259,216	228,691
一部事務組合	105,483	55,785	7,896	41,802
那 覇 市	1,437,501	1,075,508	92,208	269,785
石 川 市	143,479	126,060	1,978	15,441
具 志 川 市	171,797	142,990	10,849	17,958
コザ市	487,638	383,400	19,725	84,513
宜野湾市	90,882	57,881	8,629	24,372
平良市	119,006	96,856	5,619	16,531
石垣市	164,024	109,225	23,751	31,048
浦添市	342,092	301,370	467	40,255
名護市	299,549	235,759	27,049	36,741
糸 満 市	374,528	289,731	53,164	31,633
国 頭 郡	394,880	284,547	41,512	68,821
国 頭 村	3,726	3,227	241	258
大宜味村	4,855	4,115	-	740
東 村	-	-	-	-
今 帰 仁 村	108,898	84,079	3,714	23,105
本 部 町	87,878	68,497	-	19,381
恩 納 村	98,602	53,217	36,344	9,041
宜野座村	15,403	13,140	181	2,082
金 武 村	70,006	55,472	1,032	13,502
伊 江 村	5,512	4,800	-	712
中 頭 郡	829,387	555,777	168,593	105,017
美 里 村	160,106	127,730	21,120	11,256
与 那 城 村	42,224	33,013	6,226	2,985
勝 連 村	107,500	49,179	50,835	7,486
読 谷 村	85,184	65,364	5,493	14,327
嘉 手 納 村	83,048	36,803	43,364	2,881
北 谷 村	179,540	121,440	27,850	30,250
北 中 城 村	70,799	42,886	8,592	19,321

超過負担額調 (総括表)

県地方課調 (単位:千円)

計	左の財源内訳				
	国庫補助金	県補助金	起債	その他 (負担金等)	一般財源
5,422,973	3,074,406	123,223	872,715	85,923	1,266,706
3,630,496	2,104,671	23,143	714,335	2,927	785,420
1,686,994	954,605	63,667	141,280	82,996	444,446
105,483	15,130	36,413	17,100	-	36,840
1,437,501	811,117	-	414,166	-	212,218
143,479	81,602	-	34,200	-	27,677
171,797	107,979	-	28,100	-	35,718
487,638	315,429	3,834	70,569	31	97,775
90,882	48,434	3,285	5,300	-	33,863
119,006	79,545	7,515	-	1,880	30,066
164,024	69,408	3,581	37,800	-	53,235
342,092	189,993	1,643	61,500	-	88,956
299,549	159,230	-	28,700	1,016	110,603
374,528	241,934	3,285	34,000	-	95,309
394,880	229,176	18,862	16,200	46,382	84,260
3,726	2,444	-	-	-	1,282
4,855	3,595	-	-	-	1,260
-	-	-	-	-	-
108,898	60,124	10,114	2,000	3,477	33,183
87,878	59,405	1,643	-	-	26,830
98,602	41,734	3,863	10,100	42,905	-
15,403	9,855	1,642	-	-	3,906
70,006	50,419	-	4,100	-	15,487
5,512	1,600	1,600	-	-	2,312
829,387	442,826	40,229	71,175	36,264	288,873
160,106	110,311	-	12,800	-	36,995
42,224	29,597	-	-	-	12,627
107,500	44,259	17,430	2,280	36,264	7,267
85,184	58,826	-	5,000	-	21,358
83,048	33,122	-	2,600	-	47,326
179,540	79,182	-	26,600	-	73,758
70,799	21,352	19,560	17,995	-	11,892

市町村名	実施分	事業費		
		基本額	つぎ足し単独分	超過負担
中城村	22,348	14,665	239	7,444
西原村	78,638	64,697	4,874	9,067
島尻郡	381,266	300,690	37,419	43,157
豊見城村	24,136	23,612	—	524
東風平村	5,895	5,595	—	300
具志頭村	—	—	—	—
玉城村	36,301	29,435	—	6,866
知念村	12,465	10,784	24	1,657
佐敷村	3,334	3,217	—	117
与那原町	102,115	81,089	4,632	16,394
大里村	—	—	—	—
南風原村	—	—	—	—
仲里村	37,927	27,229	6,935	3,763
具志川村	37,809	17,140	20,659	10
渡嘉敷村	42,498	39,032	—	3,466
座間味村	10,228	9,057	—	1,171
粟国村	—	—	—	—
渡名喜村	23,676	14,879	5,033	3,764
南大東村	—	—	—	—
北大東村	5,230	4,125	—	1,105
伊平屋村	9,979	8,949	22	1,008
伊是名村	29,673	26,547	114	3,012
宮古郡	69,996	48,513	11,692	9,791
城辺町	36,448	21,644	11,597	3,207
下地町	29,828	23,821	—	6,007
上野村	—	—	—	—
伊良部村	3,720	3,048	95	577
多良間村	—	—	—	—
八重山郡	11,465	9,560	—	1,905
竹富町	11,465	9,560	—	1,905
与那国町	—	—	—	—
与那原、西原	73,920	38,738	—	35,182
清掃施設	—	—	—	—
佐敷、知念	31,563	17,047	7,896	6,620

計	左の財源内訳				
	国庫補助金	県補助金	起債	その他(負担金等)	一般財源
22,348	11,074	1,643	1,800	—	7,831
78,638	55,103	1,596	2,100	—	19,839
381,266	231,777	3,594	50,905	350	94,640
24,136	16,473	—	—	—	7,663
5,895	4,195	700	—	350	650
—	—	—	—	—	—
36,301	26,491	—	2,000	—	7,810
12,465	8,088	1,348	2,200	—	829
3,334	2,413	—	—	—	921
102,115	53,190	1,546	29,405	—	17,974
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
37,927	24,750	—	1,900	—	11,277
37,809	15,426	—	7,700	—	14,683
42,498	29,821	—	7,700	—	4,977
10,228	8,151	—	—	—	2,077
—	—	—	—	—	—
23,676	13,805	—	—	—	9,871
—	—	—	—	—	—
5,230	2,750	—	—	—	2,480
9,979	6,124	—	—	—	3,855
29,673	20,100	—	—	—	9,573
69,996	42,222	982	3,000	—	23,792
36,448	19,479	—	1,700	—	15,269
29,828	20,457	982	1,300	—	7,089
—	—	—	—	—	—
3,720	2,286	—	—	—	1,434
—	—	—	—	—	—
11,465	8,604	—	—	—	2,861
11,465	8,604	—	—	—	2,861
—	—	—	—	—	—
73,920	4,227	36,413	9,200	—	24,080
31,563	10,903	—	7,900	—	24,760

区分 事業名	実施分	事業費		
		基本額	つき足し 単独分	超過負担額
1 公 営 住 宅	1,588,147	1,265,141	-	323,006
2 災 害 復 旧	9,896	9,151	-	745
3 下 水 道・排 水 側 溝 等	69,355	63,681	-	5,675
4 蔬 菜 団 地	5,966	2,709	-	3,257
5 農 地 改 良	48,740	44,440	-	4,300
6 農 道 整 備	53,458	43,575	-	9,883
7 消 防 施 設	11,295	7,867	-	3,428
8 学 校 水 泳 プ ー ル	30,445	9,113	7,172	14,160
9 道 路 改 良	40,223	36,252	-	3,971
10 公 民 館 建 設	80,900	72,051	-	8,849
11 幼 稚 園 園 舎	254,986	207,492	10,772	36,722
12 給 食 セ ン タ ー	93,356	48,597	29,390	15,369
13 養 老 事 業	19,801	13,495	-	6,306
14 交 通 安 全	13,700	12,582	-	1,118
15 教 員 住 宅	6,457	5,915	241	301
16 青 少 年 行 村 管 理 林	5,512	4,800	-	712
17 民 有 造 林	1,229	1,197	22	10
18 校 舎 建 設	1,161,719	940,697	78,096	142,926
19 屋 内 運 動 場	1,317,991	806,962	386,955	154,074
20 下 水 道 事 業	226,947	209,000	7,028	10,919
21 上 水 道 事 業	36,533	35,527	152	854
22 母 子 寮 建 設	40,975	28,698	1,072	11,205
23 保 育 所 建 設	231,422	165,972	19,651	45,799
24 ご み 焼 却 炉	73,920	38,738	-	35,182
計	5,422,973	4,073,652	510,551	838,770

(単位:千円)

計	左の財源内訳				
	国庫補助金	県補助金	起 積	その他 (負担金等)	一般財源
1,588,147	869,620	-	513,418	1,047	204,062
9,896	7,852	-	-	-	2,044
69,355	39,240	1,140	16,000	-	12,975
5,966	-	1,993	-	-	3,973
48,740	33,440	6,600	-	1,880	6,820
53,458	35,660	2,372	-	350	15,076
11,295	5,244	-	-	-	6,051
30,445	6,834	-	7,100	-	16,511
40,223	28,065	-	4,200	-	7,958
80,900	45,600	-	20,700	-	14,600
254,986	138,695	1,546	51,820	10,900	52,025
93,356	34,565	-	18,300	-	40,491
19,801	225	9,199	-	-	10,377
13,700	8,388	-	-	-	5,312
6,457	4,460	-	-	-	1,997
5,512	1,600	1,600	-	-	2,312
1,229	859	-	-	-	370
1,161,719	845,977	17,430	58,015	35,505	204,792
1,317,991	712,323	21,781	71,793	36,241	475,853
226,947	83,600	-	62,700	-	80,647
36,533	21,660	-	9,100	-	5,773
40,975	21,794	3,632	12,169	-	3,380
231,422	124,478	19,517	18,200	-	69,227
73,920	4,227	36,413	9,200	-	24,080
5,422,973	3,074,406	123,223	872,715	85,923	1,266,706

2 物価の抑制に関する要望

沖縄県における最近の諸物価の異常な値上がりは、県民生活に重大な脅威をあたえ、地方財政の執行をほとんど困難ならしめる重大な事態におとし入れるものと憂慮されています。とくに建設資材の高騰は、公共事業の執行に深刻な影響をあたえ、すでに落札者なしの工事が各市町村で続出している状態にあります。

このような異常事態の中で沖縄県民の生活はもちろん地方財政は完全に破綻するものと危されています。

よつて、沖縄県の諸物価の抑制に対する強力な施策を講じていただきたい。

米
小麦
大豆
とうもろこし
とうもろこし(青)
とうもろこし(黄)
とうもろこし(赤)
とうもろこし(白)
とうもろこし(紫)
とうもろこし(黒)
とうもろこし(緑)
とうもろこし(青)
とうもろこし(黄)
とうもろこし(赤)
とうもろこし(白)
とうもろこし(紫)
とうもろこし(黒)
とうもろこし(緑)

3 沖縄離島の振興策推進に関する要望

沖縄離島は本土復帰に伴い、沖縄振興開発特別措置法により、離島振興法が適用除外され、離島の具体的な振興策がなく同一の補助率の適用を受けているため、ますます沖縄本島との格差は開くばかりでありますので早急に次の事項を実現していただくよう強く要望いたします。

記

- 1 医師等の離島配置を積極的に行なうこと。
- 1 県立診療所の市町村移管をとりやめし、国もしくは県が責任をもつて離島市町村の医療振興改善に努めること。
- 1 国は総合的な沖縄離島振興策を策定し、現在進行しつつある過疎化を防止すること。

4 市町村道等の潰地実態調査および
補償の早期実現に関する要望

政府においては、戦時中または講和発効前において日本軍、米軍あるいは行政官庁によつて拡張又は新設された道路及び河川等で、現在市町村道又は河川として利用されているものの潰地の実態調査を昭和47年度から開始しているが、政府計画によると51年までに完了し、それに基づいて補償を行なうとのことであるが完全補償までに10年近くの期間を要することになります。

それでは住民の政府並びに市町村への不信が高まり、今後の振興開発の用地取得の障害になると思われますので、この問題の早期解決のため調査期間を49年度までとし、補償金支払いを51年度までに完了していただくよう強く要望します。

5 軍用地に関する諸問題の早期解決方に関する要望

沖縄における軍用地は、昭和47年5月15日、沖縄返還協定の締結と同時に整理縮小されることが日米両国政府間で確認され、今日まで数施設（具志川市天願通信所、那覇市与儀ガソリンタンク用地、読谷飛行場、上本部飛行場等）の解放が実施されてきました。

軍用地解放については、関係地主は勿論、地域住民も市町村開発の促進に資するものとして等しく歓迎しているところでありましたが、軍用施設区域のほとんどが筆界未定であることから筆界が確定された後に解放されることを望んでいたため、その対処策も示されないまま解放されたことに困惑しているところでもあります。

昭和20年、米軍は沖縄を占領すると同時に、地主の意志と財政権を全く無視して土地を接収し、敷き均して筆界を不明にし、今日まで使用してきましたが、日本政府による今回の解放も、また関係地主の意志を顧みず、筆界、未定のまま一方的に解放する等、軍用地関係地主は復帰後の今日もなお憂げられ続けております。第二次世界大戦において戦前の公簿図面が焼失した軍用地については、戦後の地籍調査が困難を極め、現地と公簿図面とが一致せず、関係地主の抗争の根源となつており、地籍調査による筆界確定がない限り跡地利用のできない状況にあります。

よつて、政府におかれては、沖縄の軍用地問題解決のための抜本的施策を樹立するとともに、下記諸点について速やかに善処されるよう強く要望いたします。

記

- 1 解放された土地の筆界を確定するため、国土調査法に基づく調査実施と、必要とあれば特別立法の措置を講じていただきたい。
- 2 解放前に支払われた賃貸料が占める所得比重に鑑み、地籍調査による筆界が確定されるまでの間、賃貸料相当額の補償費を関係地主に支払っていただきたい。

6 旧沖縄県町村吏員恩給組合の組合員
に対する補償に関する要望

旧沖縄県町村吏員恩給組合への補償については終戦処理事項の一環として救済措置を講じていただきますよう強く関係機関に要望してまいりましたが、このたび国会に關係法案の成立をみましたことに対し深く感謝を申し上げる次第であります。

なお、いま当該組合員が早期解決を強く望んでいる要求事項を下記のとおりまとめましたので、これが早期解決されるよう別添資料を添えて強く要望いたします。

記

1 年金について

退職時から昭和47年5月(復帰)までの間の年金額については、本来ならば当該地方公共団体が補償するのが建前であるとのことであるが、現在のひつ迫した市町村財政では、これを補償することは至極困難なことであります。

よつて、これら年金相当額を支給できるよう国の財政上の特別措置を講じていただきたい。

2 一時金について

一時金については、退職時に当然受けるべきであった額を年金の計算と同様(恩給法適用)な取扱いをして現時点の物価水準に見合うような特別措置を講じていただきたい。

3 沖縄の共済制度の適用者について

沖縄の共済組合法が適用されて一時金をもらった者が以前の在職期間を合算すると恩給受給資格を取得する者については、年金の受給者として取扱つていただきたい。

資料1 旧町村吏員恩給組合員数(昭和48年7月16日現在調)

① 年金該当者	157人
退 隠 料	120人
遺族扶助料	37人
② 一 時 金	607人
退職給与金	449人
死亡給与金	158人
③ 非 該 当(3年未満又は共済組合に引き継ぐもの)	151人
合 計(①+②+③)	915人

資料2 旧町村吏員恩給組合員の所要経費

1 年 金	157人	257,553,602円
① 昭和21年1月から昭和47年5月までの所要額		
退 隠 料	120人	175,564,384円
遺族扶助料	37人	34,913,600円
計	157人	210,477,984円
② 昭和47年5月から昭和48年9月までの所要額		
退 隠 料	120人	40,590,503円
遺族扶助料	37人	6,485,115円
計	157人	47,075,618円
③ 昭和47年4月から昭和48年3月までの所要額		
退 隠 料	120人	27,220,703円
遺族扶助料	37人	4,081,145円
計	157人	31,301,848円
2 一 時 金	607人	92,307,963円
退職給与金	449人	69,895,789円
死亡給与金	158人	22,412,174円
総 計(1+②+2)	764人	349,861,565円

注：人員は915人から非該当者を差し引いたものである。

資料 3

旧町村恩給組合員の一時金の額で政令上の給付額と
恩給ベースで計算した額との比較表(一部例示)

	氏名	行政分離 前の在職 期間(A)	行政分 離時の 俸給(B)	A×B 政令による 給付額(C)	恩給ベース による要請 額(D)	D-C(円)
在職期間の十年前後	中城村 A	10年	66円	660円	216,910円	216,250円
	那覇市 B	12	85	1,020	283,296	282,276
	コザ市 C	11	65	715	238,601	237,886
	読谷村 D	11	76	836	259,688	258,852
	玉城村 E	11	71	781	238,612	237,831
在職期間十五年前後	石垣市 A	16	65	1,040	316,656	315,616
	城辺町 B	14	75	1,050	303,688	302,638
	豊見城村 C	15	85	1,275	330,512	329,237
	嘉手納村 D	15	73	1,095	325,380	324,285
在職期間五年前後	宜野湾市 A	5	66	330	108,465	108,135
	伊江村 B	6	73	438	130,146	129,708
	国頭村 C	5	55	275	91,205	90,930
	多良間村 D	7	66	462	151,837	151,375
	仲里村 E	5	60	300	98,960	98,660
	計			10,277	3,093,956	3,083,679

備考

政令による給付額は、恩給ベース(地方課の計算)の額の $\frac{1}{301}$ である。

了り力局長 (A)

参事

安全保障部長

省

防衛省

防衛省

印印(印中)

在津浦米軍施給区域の整理統合
(比嘉北谷村長の陳情)

45 12 11
米保 同 祝

1. 12月13日午後比嘉北谷村長の普尾出議員(三)に伴われ2PMに局長を来訪(1)現在進行中の

了りわけの整理・統合計画の中で、北谷村に保米軍施給区域の選定に必要の配慮を加之して

きたことと述べたことと、(1)月村命令の地籍確立を國の責任で行なうことと述べた。(月村に保米費用

地立は約1,800人以内)

2

2. 二れに付記、大河原局長、北谷村の了りわけ

承知した。二れを踏まえ、月村に協議を進行させた。米保、月村の月内SCCの月程を相談した。

米保に付、月村と月村との月内SCCの月程を相談した。米保に付、月村と月村との月内SCCの月程を相談した。

3. 普尾出議員は、P-3の普尾出飛行場着陸用道に必要の米保、二れに付記局長、12月10日P-3

1. 普尾出飛行場上空に米保の飛行機が着陸した事、普尾出議員と局長との話し合い、同議員は、

米保(13日)の現地打電は、今日に付、現地での打ち合わせを促すと言った。この、局長の語

つて、米保に、月村(普尾出)と月村の早急可決の要請を申し述べたことと述べた。

4. 米保、月村議員、アメリカン・リージョンに保米問題解決

の重要性が指摘された。

(注) 上記 3. の p-3 の ^(の存在) 普天内飛来機についてわが方
 とは 12月10日 ~~現在~~ の外に限り調査したため、その
 前後に現地と言った如き着陸の事実があるとの旨の
 調査の要あり。局長命以 15 月下旬迄に
 補佐等を通じて調査中 (12/13 16 45 同院)



アメリカ局長
参事官
北米第一課長

11月9日屋良知事がアメリカ局長と
手話にて協議した事文書にて
同口(張口)

知公第 555 号
昭和48年11月8日

要地誌
首席事務官
総務
沖繩 ミクロネシア
漁業
科学、医学
航空
渉(外)
米 国
カナダ
連絡調整
庶務

外務大臣
大 平 正 芳 殿

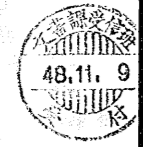
沖繩県知事 屋 良 朝 苗



沖繩返還協定に基づき設置された米国土
損害賠償請求審査委員会への請求期間の延
長方について(要請)

標記のことについては、昭和48年9月7日づけの文書に
より要請申しあげましたところ、要請の趣旨を御理解いた
だき、米政府に対して折衝いただいている旨の報告を受け、
ご高配に対し感謝いたしているところであります。

当該請求事案に係る事務手続につきましては、目下、市町
村とタイアップして、鋭意努力しているところでありますが、
複雑困難な問題が多く、現行期間内での処理は極めて困難な
状況にありますので、本県の実情を十分に御理解のうえ、早
急にその延長措置が講ぜられるよう貴職の特段の御配慮を強



沖 縄 県

24

く要請いたします。

沖 縄 県